

地域用水環境整備事業

◆趣旨

水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上や低炭素社会づくりの促進を図るとともに、併せてこれら施設の整備を契機に、地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制の構築に資する。

◆事業の種類と工種

(1) 地域用水環境整備事業

水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する以下に示す施設の整備を地域用水事業計画に基づき総合的に実施。

- ①親水・景観保全施設整備 ②生態系保全施設整備 ③地域防災施設整備 ④渇水対策施設整備
⑤利用保全整備 ⑥地域用水機能増進施設整備 ⑦小水力発電整備

(2) 歴史的施設保全事業

歴史的土壌改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、整備を実施。

◆実施要件

(1) 地域用水環境整備事業 (ア)～(エ)をすべて満たすこと。

- (ア) 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。
(イ) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
(ウ) 総事業費が5千万円以上であること。
(エ) 地域用水機能増進施設の整備を行う場合にあっては、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。

単独整備及び(2)歴史的施設保全事業 には別途要件に該当するものであること。

(単独地域防災施設整備、単独渇水対策施設整備、単独魚道整備、小水力発電整備)

◆実施主体

県、市町、土地改良区等 ※歴史的施設保全事業 文化財以外については県、市町

※詳細については、交付要綱 別紙による。

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp